

新潟県土地家屋調査士会綱紀委員会規則

(目的)

第1条 この規則は、新潟県土地家屋調査士会会則(以下「会則」という。)第48条第1項の規定により設置する綱紀委員会(以下「委員会」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員会の組織)

第2条 綱紀委員(以下「委員」という。)は、委員長及び副委員長各1人を互選する。

2 委員長は、委員会の事務を統括する。

3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理し、委員長及び副委員長に事故あるときは、委員の互選により委員長の職務を代理する者を定める。

4 委員長は、委員に事故あるとき、又は委員が欠員のときは、予備委員のうちから委員の職務を行う者を指名する。

(委員会の招集)

第3条 委員会は、委員長が招集する。ただし、就任後第1回目の委員会は、会長が招集する。

2 会則第34条第3項及び第4項の規定は、委員会の招集に準用する。

(委員会の決議)

第4条 委員会の決議については、会則第35条第3項の規定を準用する。ただし、付託事件に対する第1回審議、事実認定の審議及び最終審議については、定員の4分の3以上の出席を要するものとする。

(議事の運営)

第5条 委員会は、委員長が議長となり議事を運営し、その議事は公開しない。ただし、特別に委員会の承認を得た者は、傍聴することができる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、会長、副会長及び理事又は関係支部長の出席を求めてその意見を聞くことができる。

3 委員長は、出席委員のうちから記録者を指名し、議事の経過の概要及び結果を記録させ、これを新潟県土地家屋調査士会(以下「本会」という。)に保管するものとする。

4 前項の議事録には、委員長及び出席した委員のうちから1人が署名又は記名押印しなければならない。

(委員会の調査権)

第6条 委員会は、会長から付託された調査の対象となる会員(以下「被調査会員」という。)についてのみ調査権を有する。

(会長の調査付託)

第7条 会長は、会則第50条第1項の規定により委員会に調査をさせようとするときは、被調査会員の氏名、所属支部及び事件の概要を明示した文書に、調査上参考となる資料を添えて、委員会に付託するものとする。

2 会長は、会則第50条第4項の規定による委員会の意見を受け、調査付託の必要があると認めるときは、委員会に調査付託するものとする。

3 会長は、会則第 50 条第 1 項に該当する事件であっても、当該事件に関係した訴訟が行われている場合又は紛議の調停が行われている場合には、それらの手続が終了するまでの間、前 2 項の調査付託を行わないことができる。

4 会長は、第 1 項及び第 2 項により調査付託した事件について、当該事件に関係した訴訟の手続が行われ、又は紛議の調停の請求があったときは、その旨を委員長に通知し、それらの手続が終了するまでの間、調査を中断させることができる。

5 会長は、前項により中断させた事件について、中断させた事由が終了し、調査を再開する必要があると認めるときはその旨を、又は調査付託を撤回するときはその旨を、改めて、委員長に通知するものとする。

(委員の忌避)

第 8 条 被調査会員は、委員について会則第 52 条第 2 号に該当する事由があると思料するときは、その事由を明らかにする書面をもって、委員会に対して委員の忌避を申し立てることができる。

2 委員会は、前項の申立てについて、相当の措置を講じなければならない。

(調査の実施)

第 9 条 委員会が調査を実施するときは、委員長から被調査会員に対し、あらかじめ書面をもって通知して行わなければならない。ただし、調査に支障のおそれがあるときは、この限りでない。

2 委員会は、必要があると認めるときは、2 人以上の委員をもって小委員会を組成し、付託事件の調査を担当させることができる。

3 調査を担当する委員は、被調査会員以外の関係者から事情を聴く必要があるときは、十分な配慮をして実施しなければならない。

4 委員会が行う調査は、複数の委員をもってこれに当たるものとする。

(調査の記録)

第 10 条 調査を担当した委員は、調査の内容を書面にして記録し、その真正を期するため、調査場所及び年月日を記載し、署名する等の措置を講ずるものとする。

(調査の範囲)

第 11 条 委員会は、付託された事件を調査する間において、被調査会員が関与する付託事件以外の非行行為が判明したときは、自動的に調査することなく、会長に対し、文書をもってその事件の概要を報告しなければならない。ただし、調査付託対象事件が数個の事件と継続した行為であるときは、一事件として取り扱うものとする。

2 前項本文の報告には、会則第 50 条第 4 項の規定による意見を述べることができる。

(中間報告)

第 12 条 会長は、必要があると認めるときは、委員会の調査の過程において、付託事件の調査の中間報告を求めることができる。

2 委員長は、前項の中間報告を求められたときは、委員会に諮り、以後の調査活動に支障がないと判断される事項について報告するものとする。

(被調査会員の弁明)【新規】

第 13 条 委員会は、会則第 50 条第 3 項の規定による報告書(以下「調査報告書」という。)を提出す

る前に、被調査会員の出頭を求め、調査内容の要旨を説明し、弁明の機会を与えなければならない。

2 被調査会員が出頭できないときは、代理人を出席させ、又は弁明書を提出させることができる。

(調査報告)

第 14 条 委員長は、付託された事件について必要な調査を完了したときは、委員会の事実認定の最終審議の決議を経て、調査報告書を会長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、事実認定に足る十分な証拠を添えて、委員長のほか委員 2 人以上がこれに署名又は記名押印するものとする。

(調査士会間の協力)

第 15 条 委員会は、付託された事件が他の土地家屋調査士会(以下「調査士会」という。)の管轄区域に関係し、調査上必要があると認めるときは、会長に対し、当該調査士会に対して調査への協力及び必要な調査又は意見を求めることを要請することができる。

2 会長は、前項の要請があったときは、当該調査士会にその旨を要請するものとする。

3 本会は、他の調査士会から前項の要請を受けたときは、できる限りその要請に協力するものとする。

(調査の中断)

第 16 条 委員長は、会長から第 7 条第 4 項の通知を受けたときは、当該事件に関する調査を中断しなければならない。

2 委員会は、前項により中断した事件について、会長から第 7 条第 5 項により調査を再開する旨の通知があったときに、その調査を再開するものとする。

(調査の打ち切り)

第 16 条 委員会の調査は、次のいずれかにより打ち切るものとする。

(1) 被調査会員が調査中に本会を退会したとき

(2) 被調査会員が登録の移転により会員でなくなったとき

(3) 第 7 条第 5 項により会長から調査付託の撤回があったとき

2 委員長は、前項により調査を打ち切ったときは、調査の記録、収集した証拠等を添えた報告書を作成し、会長に提出しなければならない。

3 会長は、第 1 項第 2 号により調査を打ち切ったときは、前項の報告書の概要を、当該会員が新たに所属した調査士会に報告するものとする。

(記録の保存)

第 18 条 委員会の議事録、調査記録及び調査報告書は、秘密書類とし、本会において 20 年間保存する。ただし、特段の事情があると会長が認めるときは、この限りではない。

(規則の改廃)

第 19 条 この規則の改廃は、総会の決議による。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 15 年 8 月 1 日から施行する。ただし、この規則施行の際に実施されている綱紀委員会の調査については、なお従前の例による。